

令和3年11月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて
報告第2号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出について
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第4号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それではただ今より令和3年11月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番委員、4番委員よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字古後字平原〇〇〇〇外1筆、登記簿地目は畑及び田で、合計面積が3,309㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号2、大字森字森〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積が314㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲</p>

	<p>受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号3、大字戸畑字亀ノ甲〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積が1,421㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号4、大字大隈字孫女〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田で、面積が258㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号5、大字綾垣字上丁〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積が2,226㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号6、大字太田字平井〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積が1,055㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>以上6件です。</p> <p>それでは、担当委員の説明ですが、 番号1、2、5、6 を 2番委員、 番号3 を 4番委員、 番号4 を 1番委員、お願いします。 また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしく願います。</p> <p>番号1の調査結果を報告します。11月5日、譲受人と推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字古後字平原〇〇〇〇番外1筆で、合計面積3,309㎡です。現状は田・畑として管理されています。場所は、〇〇バス停から左に300mほど入ったところに位置しております。稲作を行う譲受人が取得し、耕作する計画です。1筆の畑のほうは、水の取り入れ口でもあり、現状で管理します。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の要望で売買です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は200mくらいで、譲受人の経営農地はすべて管理されており、農機具はトラ</p>
議長	
2番委員	

クターがあり、田植えや稲刈りは営農組織が行っております。農業従事者は本人含め2名です。取得後の耕作に問題はありません。

番号2の調査結果を報告します。11月5日、譲受人と推進員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字森字〇〇〇番〇で、面積は314㎡です。現状は、きれいに管理されている状態です。場所は、〇〇〇〇〇の駐車場の裏の民家と民家の間にあり、管理道、農道等はありません。専業農家の譲受人が取得し、管理する計画です。譲渡人は〇〇市のほうにいて、管理ができないとのことでした。権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は3kmくらいあり、耕作管理はできます。譲受人の経営農地はすべて管理されており、農機具はそろっております。農業従事者は3人おり、取得後の耕作に問題はありません。

続けて、番号5を報告します。11月5日、譲受人と推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字綾垣字上丁〇〇〇〇番で、面積は2,226㎡です。現在は、稲を作付し刈取りをした後でした。場所は、〇〇〇〇先を左に入り、川を渡った先になります。専業農家の譲受人が取得し、WCSまたは牧草を作付する計画です。譲渡人は〇〇〇にいますが、少し遠いのと水管理が難しいため、譲るそうです。権利の内容は売買による所有権の移転です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は500mくらいです。譲受人の農地は、すべて耕作・管理されており、農機具もトラクター等そろっており、農業従事者は本人含め3名おります。取得後の耕作管理に問題はありません。

番号6を報告します。11月5日、譲受人と推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字太田字平井〇〇〇〇番で、面積1,055㎡です。現況は、稲を作付し刈取りした後でした。場所は、〇〇〇〇〇の真裏に位置しております。専業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。譲渡人は〇〇県〇〇市に住んでおり、耕作ができないということです。権利の内容は売買による所有権の移転です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は200mくらいです。譲受人の農地は、すべて耕作・管理されており、農機具もトラクター等そろっており、農業従事者は本人含め2名おります。取得後の耕作管理に問題はありません。

以上報告を終わります。

4 番委員	<p>番号3を報告します。10月28日、現地を譲受人と推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字戸畑字亀ノ甲〇〇〇番、地目は田ですが、現状は畑になっています。面積は1,421㎡あります。譲受人は地続きの田を作っています。譲渡人は高齢で、作ることができなくなっています。</p> <p>以上です。</p>
1 番委員	<p>番号4を報告します。10月30日、譲渡人の代理の行政書士と譲受人と、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は国道〇〇〇号線沿いの〇〇〇〇〇〇〇裏に位置しております。面積は258㎡で、水稻を主に作っている専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、米を作付する予定です。権利の内容は所有権の移転です。ここは、前にあった建設会社の宅地と一体になっていましたが、所有者の代理の行政書士と譲受人とで境界立会いをし、測量をして農地側と宅地側に分筆しています。現状は、基盤整備で譲受人の田の一部になっています。宅地になっている側は今後申請予定です。通作距離は、譲受人の自宅の前です。農機具の所有はトラクター、田植え機などがあります。農業従事者は本人含め2人おり、取得後の耕作に問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>補足説明のほうをさせていただきます。</p> <p>議案書の5ページに報告事項が載っていますが、報告第1号の〇〇さんと〇〇〇さんの3条許可の取消しについてです。9月に1筆、田の所有権移転の許可を行いました。その後もう1筆あったということで、いったん前回の許可を取り消して今回2筆まとめて申請を行いました。</p> <p>番号2の、〇〇さんと〇〇さんの件ですが、農業用倉庫が建っている。報告第2号に200㎡未満の農業用施設の届出を〇〇さんに出していただいております。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>

農業委員	(挙手)
議長	<p>全員賛成です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字岩室字岩室〇〇〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田、合計面積348㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地としての転用です。なお、平成3年頃に、一部は住宅用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を私が説明します。</p>
7番会長	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。11月4日、申請者と推進委員、事務局で現地確認しました。土地の所在は大字岩室字岩室〇〇〇番〇外1筆、地目は田ですが、現況は宅地です。面積合計は348㎡です。〇〇〇〇〇〇〇の横のバイパスを挟んだ側道の横になります。〇〇〇〇〇〇〇から20mくらいのところにあります。転用内容は自己の住宅の建築となります。現在の住宅が老朽化したためになります。工事期間は12月1日から令和4年5月1日の予定になります。ブロックの擁壁がありますが、バイパス工事の時に合わせて行ったようで、申請者本人は当時玖珠にいなかったため、帰ってきたときにはすでにこのような状態となっていたそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1</p>

<p>農業委員</p>	<p>項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田字田代〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積1207㎡の内675㎡の転用です。5条の使用貸借権の設定で、貸付人は、〇〇の〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇の〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。なお、平成20年頃に一部造成して農業用施設用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、農用地内農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上、1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を6番副会長、お願いします。</p>
<p>6番副会長</p>	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。11月5日、申請者と進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は大字山田字田代〇〇〇〇番〇で、国道〇〇〇号線〇〇〇〇から〇〇〇〇方向、〇〇〇〇地区です。面積は、1,207㎡のうち675㎡です。地目は田で、現況は畑です。所有者と申請人は親子です。転用内容は、事業拡張により、精米所と倉庫、農業用機械置場、駐車場で利用する計画です。北側に河川がありますので、1m以上離して建設します。現在、倉庫がありますが、平成20年頃無断で建てたため、始末書を添付しています。隣地の農地・宅地は自身のもので、影響のない計画です。土砂の流出、崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはありません。工事計画は許可日か</p>

	<p>ら着工し、令和4年3月31日までの予定です。 以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>精米所の建設は以前からありましたが、申請する前に一部駐車場として使っていたということで、始末書を付けてもらっています。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
推進委員	<p>無断転用を追認しているが、残りの分を数年後に追認するようなことにはならないか。</p>
事務局	<p>今回転用する所以外は、農業振興地域の農用地となっています。今回転用する所は、事前に、農用地から農業用施設への変更を行ってもらっています。残りの部分を転用する場合も農用地区域からの除外がまず必要になりますので、残りを転用することになるなら、ちゃんと申請をしてくださいとの話を、現地で説明をしております。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画書についてです。 別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、 3年～5年が4件で、面積8,496㎡、 10年以上が1件で、面積2,617㎡ 以上、合計が5件で、合計面積が11,113㎡です。</p>

	以上です。
議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いについて、1件、届出されております。内容についてはご一読ください。 報告第2号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出が2件、届出されております。内容についてはご一読ください。 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が4件、届出されております。内容についてはご一読ください。 報告第4号、農地法第18条合意解約が3件、届出されております。内容についてはご一読ください。
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会11月定例総会を閉会します。